

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月25日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	自家用電気工作物保安管理業務委託		
業務場所	生涯学習センター		
委託期間	令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日 1096日間		
業務概要及び条件	自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安管理業務		
予 定 価 格	¥972,000 (税込)	最低基準価格	¥680,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当する者			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年5月8日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年5月28日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (35回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は3年分の合計金額です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年4月25日（金）午前9時から
令和7年5月15日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

1. 事 業 名 自家用電気工作物保安管理業務委託
2. 委 託 場 所 宇治市宇治琵琶45-14 宇治市生涯学習センター
3. 業務委託の期間 令和7年7月1日～令和10年6月30日
4. 業 務 概 要 各公共機関への申請業務
月次（絶縁監視装置を設置した場合は隔月点検とする）・年次（年1回）点検業務
工事期間中の巡視、点検業務
緊急時（警報・停電等）における点検業務
その他業務に必要な点検及び申請業務
5. 業 務 内 容
 - ①電気事業法・電気事業法施行規則の厳守
 - ②保安規定の作成及び申請
 - ③保安管理業務外部委託承認申請書の作成及び申請
 - ④委託契約の相手方の執務に関する説明書の作成及び申請
主任技術者が常時勤務する事業場又は住居からの距離、利用する交通機関、所要時間（2時間以内）、連絡方法及び連絡責任者、兼任先で執務する日数及び時間、主任技術者不在中に発生する事故の場合にとるべき措置等についての書類の提出
 - ⑤電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当することを証する書類の作成及び申請
 - ⑥点検業務（別紙参照）及び報告書の作成・提出
 - ⑦契約期間終了時に保安管理業務外部委託承認解除申請書の作成及び申請
 - ⑧緊急時（警報・停電等）における点検業務
 - ⑨改修及び増設時における点検業務
 - ⑩その他業務に必要な点検及び申請業務
6. 資 格 電気事業法施行規則第52条の2の要件（7. 提出書類、10. 資格要件）に該当する者。
主任技術者が常時勤務する事業場、又は住居からの所要時間については、2時間以内とする。
※外部委託承認が得られないとき、または承認が取り消しになったときは、本契約は失効するものとする。

7. 提出書類 着手届・日程表・損害保険証書等の写し・資格要件の書類
社内規程（法人のみ）・保安業務担当者（法人のみ）・写真
点検報告書・完了届・その他
8. 支払い 委託料の支払いは、契約額の1／36相当額を毎月支払う。
小数点以下の端数が生じる場合は最終支払時に調整する。
9. 留意事項
- ①作業の実施に際し、施設及びその他の施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。
 - ②作業の実施に際し、事前に担当職員と作業日時及び所要時間の調整をおこない、連絡をすること。また、作業終了時も連絡・報告すること。
 - ③施設において工事及び修繕業務が行われている場合があるため、担当職員と調整を行うこと。
 - ④不良箇所を発見した場合は、担当職員に書類にて報告をすること。
10. 資格要件
- ①電気主任技術者免状取得
 - ②電気工作物の工事、維持または運用に関する実務経験
 - ③次に掲げる機械器具の所有（需要設備のみの場合は、i から k を除く）
 - a. 絶縁抵抗計
 - b. 電流計
 - c. 電圧計
 - d. 低圧検電器
 - e. 高圧検電器
 - f. 接地抵抗計
 - g. 継電器試験装置
 - h. 絶縁耐力試験装置
 - i. 騒音計
 - j. 振動計
 - k. 回転計
 - ④電気主任技術者免状取得承認の取消してから2年経過しない者でないこと。

特記仕様書

1 発注者と受注者とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告する。報告を受けた発注者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。又、技術基準に適合しない事項がある場合は、受注者は発注者に必要な指導又は助言を行う。

(1)電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）を行う。

(2)電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。

(3)中部近畿産業保安監督部への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言。

(4)法令に基づく立入検査への立会い。

(5)電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験。

(6)その他、受注者がこの契約を履行するために必要な事項。

2 前項第 1 号に定める定期点検の種類及び頻度は保安規程の別表第 1「点検基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。

3 第 1 項第 5 号に定める工事期間中の点検は、保安規程の別表第 1「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

4 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。但し、次の（1）から（4）までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りとしない。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

①建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

②消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

③労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）

⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

⑥保安規程で定めた保安規程の別表第 1「点検基準」で特約となっているもの

(2)設備の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物

①立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

②情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

③衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

④機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(3)事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(4)発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5 保安規程の別表第 1「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

(1)月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。但し、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。

(2)年次点検は、停電により設備を停止状態にして 1 年に 1 回以上実施する。但し、信頼性が高く、かつ、保安規程の別表第 1「点検基準」と同等と認められる点検（別表第 1 年次点検 A）が 1 年に 1 回以上実施され、その結果が良好である機器については、発注者、受注者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検（別表第 1 年次点検 B）を 3 年に 1 回以上とすることができるものとする。又、年次点検は当該月の月次点検を含む。

(3)前項の信頼性が高いとは次の要件を満足するものとする。

- ・ 経済産業省告示第 249 号第 4 条第 7 号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

(4)第 1 項の保安規程の別表第 1「点検基準」と同等と認められる点検とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、保安規程の別表第 1「点検基準」において※を付した項目を次のとおり点検するものとする。

①絶縁状態

- ・ 直近の全停電で実施した年次点検 A 及び B の点検結果の確認
- ・ 工事の有無、使用環境等の経年変化の評価
- ・ 高圧電路は超音波測定により絶縁状態の確認
- ・ 低圧電路の漏えい電流値の確認

②接地状態

- ・直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
- ・工事の有無（土壌が変化するような工事を含む）、使用環境等の経年変化の評価

③保護継電器

- ・直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年変化の評価

④非常用予備発電装置

- ・直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年変化の評価
- ・始動試験（発電電圧及び周波数の確認）

⑤蓄電池設備

- ・直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年変化の評価
- ・セルの電圧、電解液の比重、温度等の確認

(5)定期点検のための執務時間は、保安規程の別表第1「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。

(6)定期点検時には保安規程の別表第1「点検基準」に記載の点検のほか、発注者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

6 絶縁監視装置を設置している事業所

(1)点検は、保安規程の別表第1「点検基準」のとおり実施する。

(2)警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受注者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

(3)受注者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

7 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1)発注者は、受注者が保安管理業務を安全に遂行するための通路及び足場等の設備環境を確保するものとする。

(2)発注者は、受注者が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる施設（不安全施設）がある場合は、発注者受注者協議のうえ速やかに改修するものとする。

8 停電にともなう負荷設備の故障防止

発注者は受注者の指導、助言に従い、停電作業に際し負荷設備故障防止のため以下のとおり協力するものとする。

(1) 更新時期を経過している電気機器・電化製品の更新（更新時期・機器の寿命の確認は、発注者が製品メーカーに行う。）

(2) メーカーメンテナンスが必要な機器は、メンテナンスを受けるものとする。

(3) 電池内蔵の機器は、電池寿命を確認し、更新時期を超過している場合は停電前に交換するものとする。

(4) 電気機器は停止状態にし、必要な場合はコンセントを抜き故障防止をはかるものとする。

(5) 年次点検を、停電により設備を停止状態にして点検すべきにもかかわらず停電できない場合は、その事由を明確にして記録に残すものとする。

9 連絡責任者等

(1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、本契約の履行に関して受注者と連絡する責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

(2) 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

(3) 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに、受注者に通知するものとする。

(4) 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

(5) 発注者は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてることとする。

10 保安業務担当者の資格等

(1) 受注者は、本業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

(2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示することとする。但し、緊急の場合は、この限りとしない。

(3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

(4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(5) 保安業務担当者を明確にするため、受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受注

者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知し、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。尚、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

点検基準

[別 表]

No 1

設 備		点検項目	工事期間中 の巡視、点検	月次点検	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 A	年次点検 B
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流 器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		※接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中 の巡視、点検	月次点検	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 A	年次点検 B
構 造 物	受電室建物、キュービク ル式受・変電設備の金属 製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		※絶縁抵抗測定			△	○

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 △のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由により実施しない場合がある。

5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。